



平成 29 年度に設定あるいは改正された 農薬等残留基準について

はじめに

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、農薬等）に関する基準値については、毎年度リスク評価終了に伴う見直し並びに農薬取締法に係る新規登録あるいは適用拡大のための変更登録等に伴う新規設定及び変更がなされています。基準値の変更だけでなく、規制対象物質の変更等も示されています。本稿では、JFRL ニュース Vol.5 No. 34 等で紹介したものと同様に、平成 29 年度に設定または改正された農薬等残留基準についてのポイント及び注意点等、その内容をまとめました。

平成 29 年度に食品、添加物等の規格基準が設定あるいは改正された農薬等

・平成 29 年 4 月 11 日（生食発 0411 第 1 号）

1. アルベンダゾール（寄生虫駆除剤）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の畜産物で基準値の変更がありました。なお、代謝物 I である「5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン」として規格基準が設定されていましたが、動物用医薬品等の有効成分名である「アルベンダゾール」に変更されました。また、「羊」、「馬」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）」に設定されていた基準値については「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として、「あひる」、「七面鳥」及び「その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）」に設定されていた基準値については「その他の家きん」として統合されて設定されました。

2. エトキサゾール（殺虫・殺ダニ剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、「鶏の脂肪」の基準値は「鶏の皮膚」にも、「その他の家きんの脂肪」の基準値は「その他の家きんの皮膚」にも適用されます。

3. スピロテトラマト（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（以下、IT 指針）に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「ポテトフレーク」、「とうがらし（乾燥させたもの）」、「すもも（乾燥させたもの）」及び「干しぶどう」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「ばれいしょ」、「その他のなす科野菜」、「すもも」あるいは「ぶどう」の基準値で適・不適を確認します。

4. テブフェノジド（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「とうがらし（乾燥させたもの）」及び「干しぶどう」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」あるいは「ぶどう」の基準値で適・不適を確認します。

5. フルエンスルホン（殺虫剤）

新規の農薬登録申請及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の農産物に基準値が設定されました。なお、規制対象は代謝物 BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホン酸】となります。

6. フルオピコリド（殺菌剤）

IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「とうがらし（乾燥させたもの）」及び「干しぶどう」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」あるいは「ぶどう」の基準値で適・不適を確認します。

7. ヘキシチアゾクス（殺ダニ剤）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、畜産物の規制対象はヘキシチアゾクス及び塩基性条件下の加水分解で PT-1-3【*trans*-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物をヘキシチアゾクスに換算したものの和となりました。農産物においては規制対象の変更はありません。

8. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
イソウロン，チフェンスルフロンメチル，ブロマシル，プロメトリン	除草剤
シメコナゾール，シモキサニル，チフルザミド，トリフルミゾール，ピリオフェノン，プロチオコナゾール，プロヒドロジャスモン，ヘキサコナゾール，ベンゾビンジフルピル	殺菌剤
プロフェノホス，レピメクチン	殺虫剤
トルフェナム酸	抗炎症剤

・平成 29 年 7 月 18 日（生食発 0718 第 2 号）

1. イミダクロプリド（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「小麦粉（全粒粉を除く。）」、「小麦ふすま」及び「とうがらし（乾燥させたもの）」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「小麦」あるいは「その他のなす科野菜」の基準値で適・不適を確認します。

2. クロフェンテジン（殺ダニ剤）

IT 指針に基づく基準値設定要請及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、畜産物の規制対象はクロフェンテジン及び臭化水素酸によって 2-クロロ安息香酸に変換される代謝物をクロフェンテジンに換算したものの和となりました。農産物においては規制対象の変更はありません。

3. スピラマイシン（抗生物質）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の畜産物で基準値の変更がありました。本剤は抗生物質に該当することから、基準値が設定されていない食品については、「含有してはなら

ない。」という規制になります。

4. タイロシン（抗生物質）

IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、はちみつに基準値が設定されました。なお、規制対象は、はちみつのみタイロシン A 及びタイロシン B をタイロシン A に換算したものの和となります。本剤は抗生物質に該当することから、基準値が設定されていない食品については、「含有してはならない。」という規制になります。

5. ピカルブトラゾクス（殺菌剤）

新規の農薬登録申請からリスク評価がなされ、一部の農産物に基準値が設定されました。なお、規制対象はピカルブトラゾクス及び代謝物 B 【*tert*-ブチル=(6-[[*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート】をピカルブトラゾクスに換算したものの和となります。

6. フルジオキシニル（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼、魚介類に関する個別の基準値設定要請及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「にら（乾燥させたもの）」及び「バジル（乾燥させたもの）」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「にら（乾燥させたもの）」にあつては「にら」の基準値で、また、「バジル（乾燥させたもの）」の茎及び葉にあつては「その他のハーブ」あるいは種子にあつては「その他のスパイス」の基準値で適・不適を確認します。

7. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
キンクロラック	除草剤
オキサチアピプロリン, フルオピラム, マンデストロビン	殺菌剤
プロヘキサジオンカルシウム塩	植物成長調整剤
クロルプロファミ	除草剤/植物成長調整剤
ダゾメット, メタム及びメチルイソチオシアネート	土壌くん蒸剤

・平成 29 年 7 月 19 日（生食発 0719 第 2 号）

1. イソフェタミド（殺菌剤）

新規の農薬登録申請及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の農産物に基準値が設定されました。

2. 酢酸メレンゲステロール（合成ホルモン剤）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の畜産物で基準値の変更がありました。基準値が「不検出」と定められた畜産物については、「含有してはならない。」という規制になります。

3. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
メタミホップ	除草剤
ファモキサドン	殺菌剤
フェナザキン	殺虫・殺ダニ剤

・平成 29 年 11 月 24 日（生食発 1124 第 1 号）

1. 2,4,5-T, ダミノジッド及びマラカイトグリーン

食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されている 2,4,5-T、ダミノジッド及びマラカイトグリーンにおける試験法が改正されました。それに伴い 2,4,5-T の検出限界が 0.05 ppm から 0.01 ppm に変更されました。ダミノジッド及びマラカイトグリーンにおいては検出限界の変更はありません。

・平成 29 年 12 月 25 日（生食発 1225 第 4 号）

1. オキシテトラサイクリン（殺菌剤／抗生物質）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。本剤は抗生物質に該当することから、基準値が設定されていない食品については、「含有してはならない。」という規制になります。ただし、基準値が設定されていない食品のうち、「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」の基準値が定められている食品については、当該基準値が適用されます。

2. グリホサート（除草剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼、IT 指針に基づく基準値設定要請及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、農産物（大豆、とうもろこし及びなたねに限る。）及び畜産物の規制対象はグリホサート及び N-アセチルグリホサートをグリホサートに換算したものの和となりました。農産物（大豆、とうもろこし及びなたねを除く。）及び魚介類においては規制対象の変更はありません。また、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「綿実」の基準値で適・不適を確認します。

3. シクラニプロール（殺虫剤）

新規の農薬登録申請からリスク評価がなされ、一部の農産物に基準値が設定されました。

4. スルホキサフロル（殺虫剤）

新規の農薬登録申請及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品に基準値が設定されました。規制対象は各異性体の和となります。

5. フルトラニル（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、畜産物の規制対象はフルトラニル及び加水分解により 2-トリフルオロメチル安息香酸に変換される代謝物をフルトラニルに換算したものの和となりました。農産物及び魚介類においては規制対象の変更はありません。また、「精米」の基準値は削除されました。「精米」

から本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「米（玄米をいう。）」の基準値で適・不適を確認します。

6. ボスカリド（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「干しぶどう」及び「なたね油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」あるいは「なたね」の基準値で適・不適を確認します。

7. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
イソキサチオン，ニテンピラム	殺虫剤
フェンピラザミン	殺菌剤
パクロブトラゾール	植物成長調整剤

・平成 30 年 2 月 5 日（生食発 0205 第 1 号）

1. 残留基準値削除

品 目 名	主な用途
2, 2-DPA, イマザメタベンズメルエステル, エンドタール, カルベタミド, クロジナホップ酸, シクロエート, テブチウロン, テルブトリン, トリフロキシスルフロン, ピリチオバックナトリウム塩, ブトロキシジム, フルプロパネート, フロラスラム, ペブレート, ベンスリド, メトスラム	除草剤
Sec-ブチルアミン	除草剤/殺藻剤
オキシカルボキシシン, クロロネブ	殺菌剤
アザメチホス, ナフタロホス, フェノトリン, フラチオカルブ, 硫化カルボニル	殺虫剤
テトラクロルビンホス, ホスファミドン	殺虫剤/ダニ駆除剤
スルファエトキシピリダジン, スルファグアニジン, スルファセタミド, スルファトロキサゾール, スルファニトラン, スルファニルアミド, スルファピリジン, スルファブロモメタジンナトリウム, スルファベンズアミド, スルファメトキシピリダジン, スルファメラジン, バクイノレート, バクイロプリム	合成抗菌剤
アスポキシシリン, オキサシリン, キタサマイシン, セファセトリル, ノボピオシン, ポリミキシン B, ライドロマイシン	抗生物質
塩酸メトセルペイト, 脂肪酸アルコールエトキシレート, テメホス, トリペレナミン, ハロクソン, ファムフル, フェンプロスタレン, メチルベンゾクエート（ネクイネート）	動物用医薬品
オキサベトリニル	薬害軽減剤
2-(1-ナフチル) アセタミド	植物成長調整剤

当該 56 品目については、現時点において申請される予定はないこと、現在設定されている基準値は一律基準以上であること、諸外国及び国際機関において ADI が設定できない物質とはされていないことから基準値が削除されました。今後は、合成抗菌剤あるいは抗生物質については「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の品目については一律基準の 0.01 ppm が適用されます。

・平成 30 年 2 月 28 日（生食発 0228 第 1 号）

1. トリホリン（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、畜産物の規制対象はトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物の和となりました。農産物においては規制対象の変更はありません。

2. ピラクロストロビン（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「その他のあぶらな科野菜」から「たかな」が、「その他の野菜」から「ずいき」、「もやし」及び「れんこん」が除かれました。除かれた食品には一律基準の 0.01 ppm が適用されます。また、「干しぶどう」の基準値は削除されました。「干しぶどう」から本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値で適・不適を確認します。

3. ピリベンカルブ（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、魚介類の規制対象はピリベンカルブのみとなりました。農産物においては規制対象の変更はありません。

4. フィプロニル（殺虫剤）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、畜産物の規制対象はフィプロニル及び代謝物 B【(±)-5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルホニルピラゾール-3-カルボニトリル】をフィプロニルに換算したものの和となりました。農産物においては規制対象の変更はありません。

5. フェンキノトリオン（除草剤）

新規の農薬登録申請からリスク評価がなされ、「米（玄米をいう。）」に基準値が設定されました。

6. ブプロフェジン（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「とうがらし（乾燥させたもの）」及び「干しぶどう」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」又は「ぶどう」の基準値で適・不適を確認します。

7. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
フルチアセットメチル	除草剤
EPN, スピネトラム, ピリダリル, メタアルデヒド	殺虫剤
DCIP	殺線虫剤

・平成 30 年 3 月 30 日（生食発 0330 第 6 号）

1. ガミスロマイシン（抗生物質）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請がなされたことからリスク評価がなされ、一部の畜産物に基準値が設定されました。本剤は抗生物質に該当することから、基準値が設定されていない食品については、「含有してはならない。」という規制になります。ガミスロマイシン製剤は、牛の頸部皮下又は豚の頸部筋肉内に投与する注射剤であり、残留試験の結果によると、他の部位の筋肉と比較して、注射部位直下の筋肉に高濃度で残留します。ガミスロマイシンを適正に使用した場合においても、注射部位直下の筋肉の残留試験の結果において基準値を超える可能性があるため、検査にあたっては当該特性に留意して実施する必要があります。

2. ジノテフラン（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。なお、畜産物の規制対象はジノテフラン及びUF【1-メチル-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)ウレア】をジノテフランに換算したものの和となりました。農産物においては規制対象の変更はありません。

3. チアムリン（抗生物質）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の畜産物で基準値の変更がありました。本剤は抗生物質に該当することから、基準値が設定されていない食品については、「含有してはならない。」という規制になります。なお、鶏の卵以外の規制対象は加水分解により 8- α -ヒドロキシムチリンに変換される代謝物を 8- α -ヒドロキシムチリンに換算したものとなりました。鶏の卵においては規制対象の変更はありません。

4. ピラジフルミド（殺菌剤）

新規の農薬登録申請からリスク評価がなされ、一部の農産物に基準値が設定されました。

5. フロメトキン（殺虫剤）

新規の農薬登録申請からリスク評価がなされ、一部の農産物に基準値が設定されました。

6. マンジプロパミド（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「干しぶどう」及び「とうがらし（乾燥させたもの）」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」又は「その他のなす科野菜」の基準値で適・不適を確認します。

7. メタフルミゾン（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「とうがらし（乾燥させたもの）」の基準値は削除されました。これらから

本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値で適・不適を確認します。

8. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
シアナジン	除草剤
ジフェノコナゾール, フルチアニル, ホルペット	殺菌剤
アバメクチン	殺虫剤/寄生虫駆除剤
メピコートクロリド	植物成長調整剤

おわりに

平成 29 年度の規格基準変更でも、まだ適用期日を迎えていないものもあります。

弊財団では最新情報に基づいて農薬等の残留基準改正に伴う変更に対応いたしております。規制対象物質及び食品毎の基準値の変更などご不明な点等がございましたら適宜お問い合わせ下さい。

参考

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/